

受託契約約款

(総則)

第1条 北海道植物株式会社（以下「会社」という。）が、株式会社札幌花き地方卸売市場（以下「開設者」という。）が開設する札幌花き地方卸売市場（以下「市場」という。）において行う、卸売のための販売の委託の引受けは、卸売市場法（昭和46年法律第35条）及び同法施行規則（昭和46年農林省令第52号）並びに札幌花き地方卸売市場業務規程及び同規程施行規則（以下「業務規程等」という。）その他の関係法令によるほか販売の委託を行う者（以下「委託者」という。）との間に特約のない限り、本約款によるものとします。

(会社の責務)

第2条 会社は、委託者に対して、不当に差別的な取扱いをしません。

2 会社は、受託した物品の卸売を誠実に行います。

3 会社は、本約款に違反して委託者に損害を与えたときは、これを賠償する責任を負います。ただし、天災、輸送遅延その他会社の責に帰すことができない事由によって生じた損害については、その責任を負わないものとします。

(委託者の責務)

第3条 委託者は、委託する物品について、鮮度、選別、荷造りを吟味し、委託の際には、その品質、等級、数量を確実に確認したうえで、会社に委託する責任を有します。

2 委託者は、関係法令又は本約款に違反して会社に損害を与えたときは、これを賠償する責任を負います。

(委託物品)

第4条 会社が委託者から販売の委託を受ける物品（以下「委託物品」という。）は、業務規程等に規定する取扱品目（花き及びその加工品並びにこれらに関連する物品（以下「取扱品目」という。））その他の生鮮食料品等とします。

(売買取引の条件の公表)

第5条 会社は、法施行規則第20条の定めるところにより、営業日及び営業時間、取扱品目その他売買取引の条件を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表します。

2 会社は、この受託契約約款を前項に併せ、売買取引の条件として公表します。

(委託物品の引受け場所)

第6条 会社は、委託物品の引受けを市場で行うこととします。ただし、委託者との間で特約を取り交わしたときは、その定めによることとします。

(送り状等の添付)

第7条 委託者が会社宛てに委託物品を出荷する場合は、その物品の種類、数量、等級、

その他受領に関し必要な事項を記載した送り状又は発送案内をその物品に添付するものとします。なお、委託物品の運送を他人に委託する場合も同様とします。

- 2 会社は、委託者が前項の規定による送り状又は発送案内を添付しないときは、品質の相違、数量の不足又は委託先の不明等による受領の遅延について、その責任を負いません。

(運送人等の明示)

第8条 委託者は委託物品について荷札の添付その他の方法により委託者、運送人、及び委託先を明らかにする措置を講じなければならないこととします。

- 2 委託者が前項の措置を怠ったことにより、又は委託物品の運送の途中において荷札の亡失、その他の事由によって委託者又は委託先が不明となったために生じた損害については、会社はその賠償の責任を負いません。

(委託物品の検収・受領通知)

第9条 会社は、委託物品を受領したときは、委託者に対して、直ちに、その物品の品目、数量、等級、品質、その他受領のときにおける物品の状態及び受領の日時を物品受領通知書により通知します。ただし、卸売をした日の翌日までに売買仕切書を発送する場合は、売買仕切書の発送をもって受領の通知に代えることができるものとします。

- 2 前項の場合において、委託物品について、品目又は品質の相違、数量の不足、腐敗、損傷等の異常を認めるときは、会社は、速やかに委託者に通知するとともに物品受領通知書又は売買仕切書に付記します。ただし、委託者又はその代理人が立会っていて了承を得られたときは、委託者に通知をしないで、物品受領通知書又は売買仕切書に付記します。

(取扱品目の受託拒否の禁止)

第10条 会社は、取扱品目について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由があるときを除き、その引受けを拒みません。

- 2 前項において、正当な理由があるときは、次に掲げるとおりとします。
 - (1) 販売の委託の申込みがあった取扱品目が市場において、過去に全て残品となり販売に至らなかった取扱品目と品質が同程度である場合
 - (2) 卸売場、倉庫その他の卸売業者が市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合
 - (3) 販売の委託の申込みが第5条の規定により公表した売買取引の条件に基づかない場合
 - (4) 販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
 - (5) 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合
 - イ 暴力団等反社会的勢力の構成員若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しい者、又は暴力団等反社会的勢力若しくはその構成員と関係を有する者
 - ロ 暴力団等反社会的勢力の構成員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者
 - ハ 暴力団等反社会的勢力又はその構成員がその事業活動を支配する者

(衛生上有害な物品等の処分)

第11条 委託物品について、衛生上有害その他の理由により、行政機関又は開設者から販売の差止め又は撤去を指示されたときは、会社は、その指示に従いこれを処分することがあります。

2 前項の処分によって生じた費用及び損害は、全て委託者の負担とします。

3 第1項の処分をしたときは、会社は、行政機関又は開設者からの証明書等を添付し、速やかにその旨を委託者に通知します。

(委託物品の保管)

第12条 会社は、委託物品の販売が終了するまでは、その保管の責任を負うものとします。

2 会社は、会社の帰すべき事由によって、委託物品の保管中に生じた腐敗、損傷等委託者に与えた損害については、賠償する責任を負います。

3 会社は、委託物品の卸売に当たりその一部を見本に供した場合は、その見本に供した物品に通常生ずる品質の損傷若しくは低下等については、その責任を負いません。

(委託物品の手入れ等)

第13条 会社は、委託物品の性質に従い、その販売のため通常必要とする手入れ、加工その他の調整をすることができるものとします。

(事業報告書の作成・閲覧)

第14条 会社は、委託者から貸借対照表及び損益計算書について、閲覧の申出があった場合、これに応じます。

2 前項の閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によるものとします。

(受信場所)

第15条 委託者からの会社に対する諸通信は、市場内の会社の事務所宛てに行うものとします。

(委託物品の上場)

第16条 会社は、委託物品をその受領後最初の卸売取引に上場するものとします。

2 会社は委託者に著しく損害を与えるおそれがあること、その他相当の事由があると認めるときは、委託者の同意を得て、委託物品の全部又は一部について、適当な方法により保管することができることとします。

(卸売方法)

第17条 委託物品の卸売の方法は、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法とします。

2 会社は、取扱品目について、次の各号に掲げる場合で、開設者からせり売又は入札の方法によることの指示があったときは、その指示に従うものとします。

- (1) 市場における入荷量が一時的に著しく減少した場合
- (2) 市場における需要が一時的に著しく増加した場合

(取扱品目の第三者への卸売の制限)

第18条 会社は、取扱品目について、市場の仲卸業者及び売買参加者（以下「仲卸業者等」という。）の買受けを不当に制限することとなるときは、仲卸業者等以外の者に対し卸売はしないものとします。

(指値等の条件)

第19条 委託者は、委託物品の販売について指値（消費税及び地方消費税を含まない価格とします。以下同じ。）その他の条件を付することができることとしますが、その場合には第14条第1項の送り状、発送案内等に付記するか、又はその物品の販売準備着手前までにその旨を会社に通知しなければならないこととします。なお、これらの通知がその物品の販売準備着手前までにないときは、その条件がなかったものとみなします。

2 前項の指値その他の条件を変更しようとする場合は、前項の規定を準用することとします。

(販売不成立の場合の処理)

第20条 会社は、委託物品の販売につき、指値その他の条件がある場合において、その条件どおり委託物品を販売することのできないときは、遅滞なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。ただし、委託者の指図を待つことにより委託者に対し著しく損害を与えるおそれがあると認められる場合は、その条件がなかったものとみなしてこれを販売し、又は適当な方法により保管することができるものとします。

2 前項の場合において、損害が生じたときは、会社は、その賠償の責任を負いません。

(再委託の制限)

第21条 会社は、委託者の要求又は同意がなければ、他の卸売業者に委託物品の販売の委託をすることはできないものとします。

(委託等の解除)

第22条 委託者による販売の委託の解除又は他の卸売業者への委託替えの申込みは、その委託物品の販売準備着手前にかぎり、会社は、これに応じるものとします。

2 会社は、前項により委託の解除又は委託替えに応じたために要した費用を収受するものとします。

(会社に事故があるときの処置)

第23条 自己の責任によらない理由より卸売の業務を行うことが一時的に困難となった場合、又は会社が開設者から卸売業者の承認を取消され、若しくは業務停止処分を受けた場合、未販売の委託物品及びその後委託を受けた物品は、開設者の指示に基づいて処置するものとします。

(委託手数料の率)

第24条 会社が、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料は、業務規程等により、卸売代金（せり売り若しくは入札又は相対取引に係る金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。））に、100分の10以内の率を乗じて得た金額とし、その率は第5条の規定により公表することとします。

（委託者の費用負担）

第25条 委託物品の卸売に係る費用（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）のうち次に掲げるものは、委託者の負担とします。

- （1） 通信費（電報料、市外通話料、書留料等の特別通信費）
- （2） 運送料（会社の当該物品の卸売場までの運搬費及び荷卸しに要する費用）
- （3） 売買仕切金送料
- （4） 保管料（委託物品を冷蔵その他の方法により保管したため特に経費を必要としたときは、その費用を含む。）
- （5） 調整費（手入れ加工その他の調整につき特に経費を要したときはその費用を含む。）
- （6） その他会社が立替えた費用

（卸売代金の変更の禁止）

第26条 会社は、委託物品の卸売代金を変更をしないものとします。ただし、次条により卸売代金を変更をしたときは、当該売買仕切書に変更の理由を付記します。

（販売後の事故処理）

第27条 会社は、委託物品を販売し、これを仲卸業者等に引き渡した後において、仲卸業者等から第9条の委託物品の検収において確認しえない隠れた瑕疵又は数量、品質の著しい差異等により、会社に対して卸売代金の減額の申出があった場合で、その申出について会社が正当な理由があると認めるときは、会社はそれに相当する卸売代金を減額をします。この場合、会社は、その証明できる写真等を添付して、委託者にその旨を通知するものとします。

2 前項における、仲卸業者等からの申出は、仲卸業者等が物品受領日後、会社の翌営業日の12時までとします。

3 委託者は、第1項による通知を受けたときは、会社の責めに帰す理由がない限り、売買代金の減額を承諾するものとします。

（売買仕切書の送付）

第28条 会社は、委託物品の卸売をしたときは、その卸売をした翌日までに、当該卸売をした物品の卸売代金、第24条規定する委託手数料及び第25条の規定により委託者が負担する費用の種類及びその金額（以下「控除金額」という。）、並びに卸売代金から控除金額を差引いた金額（以下「売買仕切金」という。）を記載した売買仕切書を委託者に送付するものとします。

2 売買仕切金の支払方法は、振込、口座振替又は現金によるものとします。

3 前二項に関わらず、会社が、支払期日、支払方法その他の決済の方法について、委託者との間で特約を取り交わしたときは、その定めによるものとします。

(仕切金の精算)

第29条 委託者は委託物品の卸売代金が控除金額に満たないときは、会社に対し速やかに精算するものとします。ただし、委託者が引き続き販売の委託をする場合には、次回の委託物品の売買仕切金によりこれを精算することができるものとします。

(管轄裁判所の指定)

第30条 販売の委託に関する一切の事件に係る訴訟については、札幌市において裁判を受けるものとします。

令和 2年 6月 21日 制定

札幌市白石区流通センター7丁目3番5号 札幌花き地方卸売市場卸売業者
会社名 北海道植物株式会社 代表取締役 木村 伸人